

Ⅲ ダイオキシン類の汚染の状況

大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づき、調査を実施した。

1 調査結果

県内の大気(12 地点)、公共用水域の水質・底質(各 43 地点)、地下水(22 地点)及び土壌(22 地点)について調査を実施した結果、大気、公共用水域の底質、地下水及び土壌については、全地点で環境基準を達成した。

公共用水域の水質では、宮戸川(境町)、飯沼川(坂東市・常総市)及び境川(土浦市)の 3 地点において環境基準を上回ったが、他の地点では環境基準を達成した。

表 1 調査結果の概要

区分(単位)		地点数	調査結果	環境基準	超過地点(濃度)	
大気(pg-TEQ/m ³)		12	0.013 ~ 0.14	0.6	なし	
公共用水域	水質 (pg-TEQ/L)	河川	38	0.035 ~ 1.4	1	宮戸川(1.3) 飯沼川(1.4) 境川(1.1)
		湖沼	3	0.15 ~ 0.27		
		海域	2	0.048 ~ 0.054		
	底質 (pg-TEQ/g)	河川	38	0.22 ~ 72	150	なし
		湖沼	3	11 ~ 25		
		海域	2	0.26 ~ 6.7		
地下水(pg-TEQ/L)		22	0.016 ~ 0.10	1	なし	
土壌(pg-TEQ/g)		22	0.0052 ~ 15	1,000	なし	

2 環境基準超過地点の原因究明調査

環境基準を上回った 3 河川において周辺調査を実施した結果、3 河川すべての上流域にダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する事業場が複数所在したが、そのうち排水を公共用水域に放流する事業場はなかった。

また、飯沼川及び境川について、それぞれ 5 地点及び 4 地点で追加の水質調査を実施したところ、飯沼川流域では基準を超過した地点はなく、境川流域では 1 地点で水質基準超過が認められたものの、原因の特定には至らなかった。検出された成分(同族体)の構成から、ダイオキシン類はかつて流域で使用された農薬に由来することが推測された。

なお、宮戸川については、平成 21 年度にも環境基準を超過しており、調査の結果から原因は、平成 22 年度と同様に農薬由来であると推定されている。

3 今後の対応

引き続き、河川等の環境中におけるダイオキシン類の状況を監視するとともに、事業場に対する規制基準の遵守や施設管理の指導をしていく。